

介護保険の改善を求める意見書

4月から始まった介護保険制度のもとで、利用料が高すぎてサービスの後退を余儀なくされる事態が続発している。こうした問題が起きるのは、政府が介護保険という国民的大事業を導入するにあたって、介護に対する国の負担を2,500億円も削減したことに原因がある。三鷹市においても、せっかく認定されても利用料が支払えないために、認定された限度額いっぱいのサービスを利用できないものがある。介護保険を懐具合でなく、だれもが安心して利用できる制度にするために、国がその責任を果たすべきである。

よって、本市議会は、政府に対し、この立場から、ただちに取り組むべき最小限の改善策として、在宅介護の利用について低所得者への10%から3%への軽減措置を、ホームヘルプサービスだけでなく、すべての在宅サービスに広げること。10月から実施予定の高齢者からの保険料徴収を見直すことを求める。

また、保険料徴収の延期期間中に、住民税非課税の高齢者・低所得者については、保険料を免除し、利用料を免除・軽減する恒久対策を確立すること。住宅・施設ともに、サービス不足の解消のために必要な目標を定めて、その整備に全力をあげること。介護認定の制度は、高齢者の生活実態が反映できるようにすることを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成12年 6月28日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男